

熊谷市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和5年11月22日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 新 島 一 英

# 令和5年度消防本部定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象部局等

消防総務課、予防課、警防課、指令課、熊谷消防署、玉井分署、江南分署、中央消防署、大里分署、妻沼消防署

### (2) 対象事務

令和4、5年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

## 3 監査の着眼点

### (1) 収入事務

- ① 帳票等と現金は突合しているか。
- ② 必要な帳簿類は整備されているか。
- ③ 納入の通知は適正に行われているか。
- ④ 債権管理は適正に行われているか。

### (2) 支出事務

- ① 必要な手続は行われているか。
- ② 適正な支出となっているか。

### (3) 契約事務

- ① 安易に随意契約を採用していないか。
- ② 契約の履行に問題はないか。
- ③ 完了報告を漏れなく受領しているか。
- ④ 検査結果通知書等は作成されているか。

### (4) 補助金

- ① 交付に当たって根拠等審査は適切か。
- ② 実績報告書を提出させているか。

### (5) 負担金

- ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
- ② 負担効果の点から整理すべきものはないか。

### (6) 工事

- ① 業者の選定は適切か。
- ② 工事の実施は計画的に行われているか。

### (7) 財産管理

- ① 返納手続をせずに処分していないか。
- ② 備品の登録に漏れはないか。

### (8) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

## 4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 主な監査項目

### (1) 収入事務

- ① 現金出納簿
- ② 消防事務手数料
- ③ 消防庁舎電気料収入
- ④ 蔵書等複写実費徴収金
- ⑤ 県支出金「新型コロナウイルス感染症患者等移送費負担金」
- ⑥ 消防通信指令事務経費負担金

### (2) 支出事務

- ① 常備消防経費「手数料」
- ② 常備消防経費「器具購入費」
- ③ 消防団の出動報酬及び費用弁償に係る書類
- ④ 消防団活動経費「器具購入費」
- ⑤ 防災啓発事業「印刷費」
- ⑥ 防災啓発事業「器具購入費」
- ⑦ 消防活動経費「器具購入費」
- ⑧ 消防活動経費「防火衣購入費」
- ⑨ 消防通信指令事務経費「施設その他修繕料」
- ⑩ 消防通信指令事務経費「使用料」
- ⑪ 消防通信指令事務経費「事務機器借上料」
- ⑫ 旅行命令票

### (3) 契約事務

- ① オゾン水生成装置保守点検業務委託
- ② 特別管理産業廃棄物処理業務委託
- ③ 自動体外式除細動器保守点検業務委託
- ④ 高機能消防指令センター設備等保守管理業務委託

### (4) 補助金

熊谷市消防団交付金

### (5) 負担金

埼玉県消防協会支部会費

### (6) 工事

防火井戸新設工事

### (7) 財産管理

備品台帳一覧表

### (8) その他

- ① 出勤簿
- ② 消火薬剤管理簿
- ③ 職場環境

## 5 監査の実施場所及び期間

### (1) 実施場所

監査委員事務局、消防総務課、予防課、警防課、熊谷消防署、玉井分署、中央消防署、妻沼消防署、消防本部講堂

### (2) 監査期間

令和5年7月24日から令和5年9月29日まで

## 6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

### (1) 収入事務

① 県支出金「新型コロナウイルス感染症患者等移送費負担金」の取扱いについて、県支出金の申請手続に当たり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあった。熊谷市会計事務規則第24条及び熊谷市予算規則第22条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【警防課】

② 出納員、分任出納員以外の職員が現金を取り扱っていたので、熊谷市会計事務規則第6条及び第7条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【消防総務課、予防課】

### (2) 支出事務

消防活動経費「器具購入費」について、契約伺いに添付された見積書に業者の押印がなかったものや原本でないものがあったので、適正な事務処理を行うべきである。 【警防課】

### (3) 契約事務

① オゾン水生成装置保守点検業務委託について、契約伺いに随意契約とする根拠が記載されていなかった。また、受託者に対する検査結果通知が行われていなかったため、熊谷市文書管理規程第14条第4項及び熊谷市保守点検等に関する業務委託契約約款に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【消防総務課】

② 特別管理産業廃棄物処理業務委託について、50万円を超える業務が随意契約されていたので、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【警防課】

### (4) 補助金

指摘事項なし。

### (5) 負担金

指摘事項なし。

### (6) 工事

指摘事項なし。

### (7) 財産管理

① 公印の備品登録漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第17条及び第

19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【熊谷消防署、中央消防署、妻沼消防署】

- ② すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【警防課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

## 7 意見

### オゾン水生成装置の配備拡大について

救急隊員の感染症対策として中央消防署に配備されているオゾン水生成装置について、その運用状況を監査した。

当該備品は、酸素と水があればオゾン水を生成することができ、新型コロナウイルス感染症のみならず、インフルエンザウイルスなどの様々なウイルスや細菌の除菌に効果を発揮することから、傷病者、同乗者及び救急隊員の感染リスクを軽減し、より安心・安全な救急搬送が可能となっている現状を確認できた。

新型コロナウイルス感染症については、本年5月に5類感染症に位置付けられたが、一方でインフルエンザが急速に蔓延するなど、引き続き感染症対策は課題となっていることから、中央消防署以外の各消防署及び分署においても、早急に配備するよう要望する。